

平成 17 年 5 月 14 日制定

平成 24 年 6 月 23 日改訂

令和 5 年 6 月 17 日改訂

島根県コンクリート診断士会

会 則

総 則

(名称)

第 1 条 本会は、島根県コンクリート診断士会（以下、「診断士会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 診断士会は、社会基盤となるコンクリート構造物の劣化・変状に対し、その現状を的確に診断し整備するため、高い倫理性を有した有資格者による客観的な立場からの測定、解析によりコンクリート診断業務の信頼性を高め、コンクリート診断士（以下「診断士」という）の社会的地位向上に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 診断士会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コンクリート診断技術の向上を目的とした研究活動
- (2) 有資格者による客観的な立場からの測定、解析による信頼性の向上
- (3) 高い倫理観に基づく診断士としての資質の向上を図るための継続教育
- (4) コンクリート診断技術に関する情報、資料の収集提供
- (5) その他診断士会の目的のために必要な事業

会 員

(会員の種別)

第 4 条 診断士会の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 普通会员
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(普通会員)

第5条 普通会員は、診断士会の主旨に賛同する診断士とする。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、診断士会の主旨に賛同する団体および企業とする。

(特別会員)

第7条 特別会員は、地方公共団体その他とする。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承諾を得なければならない。

(退会)

第9条 以下の事項に該当するときは退会とする。ただし本人が希望し理事会が承認したときは、休会とすることができる。

- ① 退会届を提出したとき
- ② 死亡したとき
- ③ コンクリート診断士資格を喪失したとき
- ④ 理由なく会費を納めないとき

(会費)

第10条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

役員および顧問

(役員)

第 11 条 診断士会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 理事若干名（事務局長を含む）
 - (4) 監事 1 名
- 2 会長・理事および監事は総会において選任する。
 - 3 副会長および事務局長は会長が理事の中から推薦し理事会で選任する。

(役員の仕事)

第 12 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事（事務局長を含む）は理事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は会計を監査するとともに理事会に出席し意見を述べることができる。

(任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 役員は再任することができる。

(幹事)

第 14 条 本会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、会長等の職務を歴任し、本会の発展に貢献した人物を会長が推薦し、理事会で決定する。
- 3 幹事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 幹事は、(一社)日本コンクリート診断士会(JCD)の役員になることができる。

第 15 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で決定し、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の執行、その他について会長の諮問に応ずるとともに、会長に対し意見を述べることができる。

会 議

(種別)

第 16 条 診断士会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第 17 条 総会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、収支予算の決定
 - (2) 事業報告、収支予算の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他、診断士会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、毎年 1 回定期総会を開催するものとし、その他必要ある場合に臨時総会を開催する。

(理事会)

第 18 条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 細則の変更
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は必要ある場合に随時開催する。

(召集)

第 19 条 総会および理事会は会長が招集する。

雑 則

(経費)

第 20 条 診断士会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 21 条 診断士会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(補則)

第 22 条 本会則に定めるほか、診断士会の運営に必要な事項は理事会の承認を得て別に定める。

(付則)

- 1 本会則は平成 17 年 6 月 18 日から施行する。
- 2 本会則の改訂は平成 24 年 6 月 23 日から施行する。
- 3 本会則の改訂は令和 5 年 6 月 17 日から施行する。
- 4 診断士会設立後の役員の選出方法は、別途定めるところの規約に従い、会員による選挙を実施し選出するものとする。

平成 17 年 5 月 14 日制定

平成 24 年 6 月 23 日改訂

令和 5 年 6 月 17 日改訂

島根県コンクリート診断士会

細 則

(会費)

第 1 条 会員は、毎年以下の会費を 6 月末日までに支払うこととする。

- (1) 普通会员 5 千円
- (2) 賛助会員 1 万円
- (3) 特別会員 免除

研究委員会

(研究委員会の設置)

第 2 条 診断士会は必要に応じ、研究会を設置する。

- 2 研究会の設置は理事会において決定する。
- 3 研究会の運営その他に関する規則は別に定める。

技術委員会

(技術委員会の設置)

第 3 条 診断士会の技術的課題に対応するため、技術委員会を設置する。

- 2 技術委員会の委員長は理事会において決定する。
- 3 技術委員は技術委員長の推薦により、理事会により承認する。
- 4 技術委員会は、必要に応じ技術委員長が召集する。
- 5 研究委員会の運営その他に関する規則は別に定める。

ホームページ運営委員会

(ホームページ運営委員会の設置)

第4条 診断士会のホームページ運営のための基本的事項を定めるため、ホームページ運営委員会を設置する。

- 2 ホームページ運営委員会の委員長は事務局長が兼務する。
- 3 委員はホームページ運営委員会委員長が推薦し、理事会により承認する。
- 4 ホームページ運営委員会は、ホームページ運営委員会委員長が召集する。
- 5 ホームページ運営委員会の運営その他に関する規則は別に定める。

事務局

(事務局)

第5条 診断士会の事務局は以下におくものとする。

〒690-0047 松江市嫁島町12-2 (有)アイ・ディー・エー・システム内
TEL 0852-28-0062 FAX 0852-28-3941

以上